附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年三月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～三　（略）

四　分限

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）			
（略）	（略）	（略）	（略）
第五条第三項本文又は第四項の承認に関する文書	人事院規則一一―四第三条第一項第一号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第二号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	休職が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）

五～二十　（略）

備考

一～五　（略）

改正前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～三　（略）

四　分限

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）			
（略）	（略）	（略）	（略）
第五条第三項又は第四項の承認に関する文書	人事院規則一一―四第三条第一項第一号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第二号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	休職が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）

五～二十　（略）

備考

一～五　（略）